

平成20年度グリーン物流パートナーシップ推進事業 ソフト支援事業 提案要領

平成17年2月16日、地球温暖化の防止に向けたCO₂等の温室効果ガスの排出量削減についての国際約束等を定めた京都議定書が発効しましたが、運輸部門における現状のCO₂排出量は削減目標との間にまだ隔たりがあり、実効ある温暖化対策が急務となっています。

物流分野の温暖化対策は、荷主、物流事業者それぞれの単独による取り組みだけでなく、それぞれが互いに知恵を出し合い連携・協働すること(パートナーシップ)による、物流システムの改善に向けた先進的で産業横断的な取り組みが必要です。「グリーン物流パートナーシップ会議」では、荷主と物流事業者の協働によるそうした取り組みを支援し、普及・拡大を促進するものであり、各企業の積極的な参加を期待しています。

平成20年度、グリーン物流パートナーシップ会議では、発荷主・着荷主・物流事業者それぞれの立場から物流効率化事業におけるパートナーシップ構築のための問題点を把握し、その対応策を構築することを可能とするソフト支援事業を募集します。

ソフト支援事業の募集について

- グリーン物流パートナーシップ会議では、省エネ効果・CO₂削減効果が見込まれるが、問題点があり実施されていない物流効率化事業の問題点解決に向けた調査事業を募集します。
- 本事業の応募にあたっては、調査機関(コンサルティング会社等)・荷主・利用運送事業者・貨物運送事業者等の物流効率化事業の実施予定者のうち、調査機関を代表とする二者以上の共同申請として申請してください。
- 本事業は調査事業であり、財産の購入等はありません。
- 本事業への申請を検討される調査機関におかれましては、財団法人省エネルギーセンターにて事前の登録手続きをお済ませください。ご連絡先については、下記「導入指導事業についてのお問合せ先」をご覧ください。
- 調査機関の調査人員が十分確保されていない等、事業の実効性が確保できない申請については採択されません。

※提案時点で本会議の会員になられていない企業等の方々は、合わせて会員登録をお済ませください。

■ソフト支援事業のイメージ

- 将来、荷主と物流事業者のパートナーシップにより実施される見込みの高い物流効率化事業で、排出されるCO₂削減効果(省エネ効果)が期待されるものであること。
- 調査の対象範囲、輸送に係るCO₂排出量及びエネルギー使用量、調査手法、物流効率化の実現手段、予測されるCO₂削減効果(省エネ効果)が具体的であること。

[例]

- ・復路輸送の荷主を募集し、往復で荷姿の異なる貨物の最も効率的な輸送システムの構築を検討調査する。
- ・最も省エネとなる輸送体制の構築のため、複数の輸送手段の実態を比較する。
- ・輸送の問題点を把握するため、一定期間継続して輸送を実施し、実態を把握する。
- ・開発、改良した機材による物流効率化の実証を行う。(ただし、開発、改良は調査事業外です。)

◇以上の条件を満たす申請であれば幅広く募集します。

◇推進決定基準としては、①本事業の趣旨との整合性、②調査手法の具体性、③CO₂排出削減効果(省エネルギー量)の具体性、④予測される効果、⑤前年度の実績(前年度事業を引き継ぐ提案のみ)とします。また、事業の実効性(十分な実施体制等)が確保できない申請については採択されません。

■ 申請書提出方法と募集期間について

・募集期間

平成 20 年 2 月 29 日(金) ～ 平成 20 年 4 月 4 日(金) 17:00 必着

・提出方法

以下の所定の様式に従い、提案資料を作成のうえ、朱書きで「ソフト支援事業提案書在中」と記入の上、後述の経済産業省又は国土交通省の担当窓口宛にご持参またはご送付下さい(平成 20 年 4 月 4 日 17 時必着)。

[グリーン物流パートナーシップ ソフト支援事業 申請書](#)

[グリーン物流パートナーシップ ソフト支援事業 申請書 記載例](#)

※ 提出の際は印刷物と電子媒体の両方をご提出ください。

ソフト支援事業と省エネルギーセンターの導入指導事業の関係について

- ・各申請のうち、グリーン物流パートナーシップ会議において積極的に推進すべきとみなされる調査事業をグリーン物流パートナーシップ会議のソフト支援事業として推進決定します。
- ・グリーン物流パートナーシップ会議でソフト支援事業に推進決定されると、経済産業省および国土交通省の認定を受け、省エネルギーセンターが行う物流等省エネルギー対策導入指導事業の調査事業の対象となり、代表者である調査機関は当該事業の調査事業を受託実施することができます。
(グリーン物流パートナーシップ会議で推進決定しても、省エネルギーセンターで採択されないことがありますので、ご注意ください。)
- ・上記制度を利用する場合、受託した調査機関が省エネルギーセンターとの契約締結した後、調査事業を実施することとなります。
- ・調査の予算総額は 1 億円程度の予定です。

導入指導事業についてのお問合せ先

財団法人省エネルギーセンター 企画調査部

〒104-0032

東京都中央区八丁堀3丁目19番9号 ジオ八丁堀

電話:03-5543-3064

FAX:03-5543-3021

C02 排出量の算定方法

- ・申請事業の C02 排出削減効果については、「ロジスティクス分野における C02 排出量算定方法共同ガイドライン Ver.3.0」(経済産業省・国土交通省)により算定してください。

[ロジスティクス分野における C02 排出量算定方法共同ガイドライン](#)

その他

- ・申請にあたっては、「グリーン物流パートナーシップ補助金等 申請の手引き」を十分お読みください。

[グリーン物流パートナーシップ補助金等 申請の手引き](#)

- ・推進決定された事業はパートナーシップ会議に対し実施状況を定期的に報告していただくこととなります。
- ・推進決定された事業の成果は普及・促進のための事例として広く公表いたします。

・本制度に関し必要となる資料や書類様式のほか、グリーン物流パートナーシップ会議に関する情報は全て下記ウェブサイトに掲載いたします。

<http://www.greenpartnership.jp/>

お問い合わせと提案窓口

○ソフト支援事業の提案、手続き、その他、グリーン物流パートナーシップ会議全般にかかるご相談・お問い合わせは下記の各窓口で受け付けます。

経済産業省： 商務情報政策局 流通・物流政策室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3-1

電話：03-3501-0092

FAX：03-3501-7108

国土交通省： 政策統括官付参事官(物流政策)室

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2丁目1-3

電話：03-5253-8799

FAX：03-5253-1674

